

令和4年11月11日

報道発表資料



一般財団法人新潟県地域医療推進機構
燕労災病院

労働基準監督署からの是正勧告について

当院の時間外労働に関し、令和4年9月30日に三条労働基準監督署による、労働時間の管理状況や労働条件に関する調査が行われた結果、令和4年10月14日付けで三条労働基準監督署から是正勧告がありました。

今回の是正勧告を真摯に受け止め、改善に向けて取り組んでまいります。

1 是正勧告の概要

- 医師が新型コロナウイルス感染症への対応等により、令和4年7月に月75時間超の時間外勤務となった1件について、時間外労働に関する労使協定（以下「36協定」という。）の限度を超えて時間外労働を行わせていたこと。
- また、36協定の限度を超えて労働させる際に、同協定に定める手続きが適正になされていないこと。

2 今後の対応

(1) 時間外労働の縮減

- ・医療スタッフの採用促進や事務クランクの配置拡充を進めます。
- ・近隣病院の協力を得て、回復期に移行した患者の転・退院を進めることで、病床稼働率を安定、維持し、病院業務の平準化を図ります。
- ・時間外勤務の事後報告に加え、事前報告により、限度時間の超過を防止するとともに、出退勤時刻と時間外勤務時間を毎月突合、確認します。

(2) 36協定に定める手続きの適正化

- ・限度時間を超えて労働させる場合の事前報告の徹底に加え、労働者代表と遵守状況を確認・検証します。

<問い合わせ先>

一般財団法人新潟県地域医療推進機構
燕労災病院 事務部長 間（あいだ）
電話：0256-64-5111（代）